

広島県告示第四十九号

令和七年広島県告示第八百十一号（農用地利用集積等促進計画の認可）で認可した農用地利用集積等促進計画のうち、次の計画について、認可を取り消した。

令和八年一月二十九日

一 農用地利用集積等促進計画の概要
別紙のとおり

広島県知事 横田美香

一 農用地利用集積等促進計画の概要

1 農地中間管理権の設定

農地中間管理権の設定をする者	農地中間管理権の設定をする土地	
氏名又は名称	住 所	所 在
丸田 慎治	三原市	世羅郡世羅町大字黒川字茶屋沖1743番1 ほか1筆

2 賃借権の設定等

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒川字茶屋沖1743番1 ほか1筆